

技能検定等の受検費用の負担について

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抜粋）  
 （平成二十八年十一月二十八日）  
 （法律第八十九号）

（認定の基準）

第九条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 五 技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価により行うこと。

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（抜粋）  
 （平成二十九年四月七日）  
 （法務省・厚生労働省告示第一号）

第二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

二 実習実施者

（二） 実習実施者が留意すべき事項

- ④ 目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の適正な受検

技能実習の第一号から第三号までのいずれの段階についても、実習実施者は、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことが必要である。技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた場合にはその適正な受検が必要であり、その受検費用については、実習実施者又は監理団体が負担する必要がある。

（以下、略）